

経済安全保障重要技術育成プログラム よくあるご質問（FAQ）

No.	分類	質問	回答
1	制度運用	研究成果の取扱い	K Programの研究成果について「公開を基本とする。」こととなっていますが、国から例外的に非公開として扱うべきとの要請が行われる場合に関して教えてください。
			例外的に、例えば、「海外での懸念用途への転用が明確、影響が甚大である」など非常に限られたケースについては、協議会等においてその公開の是非についてご相談させていただくことがあります。その上で、研究開発の推進側の関係者を含む協議会構成員の全員がその研究成果を非公開にすることに同意したときのみ、対象となる研究成果は非公開の扱いとなります。 いずれにしても研究成果を非公開とするようなケースは必要最小限度とすることとしており、例えば、支援対象技術の成熟度が低く、かつ海外での懸念用途への転用が想定されない場合などに、予断を持って研究成果を非公開として扱うべきと要請することは想定していません。
2	制度運用	協議会について	研究開発成果を社会実装や市場の誘導に繋げていくためのK Programにおける取組について教えてください。
			K Programでは、研究開発の過程において、シーズとニーズのマッチング等を図るため、研究開発構想毎を基本として、研究者（研究代表者、研究分担者等）、PD・PO、JSTといった研究開発を実施・運営する側（シーズ）と、民間企業や関係府省・機関等、民生利用及び公的利用における潜在的な社会実装の担い手（ニーズ）等が意見交換を行う場（協議会）を設けることとしています。 研究成果を円滑に社会実装に繋げる観点から、協議会において参加者間で活発な意見交換が行われるとともに、この意見交換を通じて合意された内容が研究開発において効果的に推進されることが期待されています。
3	制度運用	協議会について	協議会には、法制度上という「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」が参加することとなっていますが、JSTの担当する研究開発構想に基づいて設置される協議会において想定している者を教えてください。
			JSTの担当する研究開発構想に基づいて設置される協議会においては、「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」としてPDまたはPOを想定しています。
4	制度運用	協議会について	研究開発のマネジメントと協議会との関係を教えてください。
			協議会は、あくまで研究開発を伴走支援する枠組みであって、研究開発のマネジメントを行うものではありません。 研究代表者等、PD・PO、JSTといった研究開発の推進側の関係者も参画する協議会で何らかの合意がなされた場合には、合意された内容については、研究開発の推進側でこれを踏まえた対応を検討することになり、どのように研究開発計画や研究の実施に反映するかについては、研究開発の推進側が決めることになります。ただし、研究開発成果の評価にあたり、合意された内容についてどのような取組みを行ったかどうかや、その取組みの実施状況が、一つの視点となります。
5	実施	委託研究契約について	委託研究契約を複数年度契約としてしていると記載されていますが、初年度に契約を締結する期間は全研究開発期間になると考えて良いでしょうか。
			初年度に契約を締結する期間は、初年度及び翌年度の2事業年度となります。翌年度の期初に契約期間を1年延長する変更契約を締結し、毎年これを原則繰り返すことで全研究開発期間の契約となります。 事務処理説明書共通版の「Ⅰ. 4. 複数年度契約について」も併せてご参照ください。 https://www.jst.go.jp/contract/index2.html ただし、研究開発機関等の事務処理体制等により複数年度契約が認められない場合には単年度契約となります。
6	実施	経費について	直接経費の説明に「適切な情報管理に必要な経費」が支出可能との記述がありますが、情報管理を担当する者の人件費や専門家への相談に係る謝金も対象になるのでしょうか。
			K Programの研究開発に関する情報等を適切に管理する目的で、追加的に講じる措置に係る経費であれば、直接経費で支出可能です。具体的に、協議会の協議結果に基づく措置だけでなく、研究開発構想、研究開発の進捗に応じ自主的に講じるものも対象となります。
7	実施	経費について	直接経費の説明に「研究マネジメントに要する経費」が支出可能との記述がありますが、主たる研究分担者の所属機関における研究マネジメントの経費も対象となるのでしょうか。
			いいえ。研究代表機関における、研究代表者の活動を効果的・効率的に実施できる環境を整備し、必要となる体制を構築する等の支援に必要な経費が対象となります。
8	実施	経費について	直接経費の説明で、出願料や手続き費用などの成果に係る特許関連経費が支出可能であると記載されていますが、本事業において出願・登録した特許の維持経費は研究開発課題終了後も引き続きJSTから措置されるのでしょうか。
			いいえ。直接経費から成果に係る特許関連経費が支出可能な期間は、JSTとの委託研究契約が締結されている間のみとなります。
9	実施	経費について	研究参加者の人件費として計上できる額は、当該研究参加者の給与等のうち本研究開発のエフォート分に相応する金額という理解で良いでしょうか。
			はい。 詳細は事務処理説明書共通版の「Ⅱ. 6. (6) 「人件費・謝金」の計上」をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

No.	分類		質問	回答
10	実施	経費について	自社からの物品調達を考えていますが、利益を排除した製造原価には、設計・製造部門の労務費や材料管理費、管理部門費も含めても良いでしょうか。	当該企業にて通常、「製造原価又は仕入原価」として取り扱われている費用であれば問題ありません。 なお、精算の際、算出根拠を明らかにした証拠書類を提出していただきますのでご注意ください。
11	実施	経費について	取得物品のうち試作品について、その所有権は研究開発機関等に帰属するという理解で良いでしょうか。	研究開発機関等が試作品と判断した取得物品の所有権は研究開発機関等に帰属します。ただし、取得価額が50万円以上で、完成後（試作品としての役割を終えた後）、廃棄せずに1年以上の使用が見込まれる場合は、JSTへ固定資産として報告いただいた上で、その所有権はJSTに帰属します。取得物品を固定資産とするか試作品とするかは、取得時までに研究開発機関等に適切にご判断ください。
12	申請関係	複数提案	複数の提案は可能でしょうか。	一人の提案者は、e-Rad上の同一公募テーマ（e-Rad上で公募単位としている研究開発構想または対象技術）に対し、複数の研究開発課題を提案することはできません。 例えば、研究開発構想「空域利用の安全性を高める複数の小型無人機等の自律制御・分散制御技術及び検知技術」のように、e-Rad上の公募テーマが【小型無人機等の自律制御・分散制御技術】と【小型無人機等の検知技術】の2つが設定されている場合には、一人の提案者はそれぞれに提案が可能です。
13	申請関係	複数提案	「主たる研究分担者」や「参加者」として、本事業への複数の研究開発提案に参画できますか。	複数の研究開発提案に参画することは可能です。 ただし、選考の結果、複数の研究開発課題に参画することになった場合には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、PD・POの判断により、研究開発費を減額する、もしくは参画する研究開発課題を選択する等の調整を行うことがあります。詳細は募集要項「4.2 重複応募の制限」をご覧ください。
14	申請関係	提案要件	研究開発期間中に他の機関へ異動する場合、応募は可能ですか。	応募可能です。ただし、他の機関へ異動する場合においても、国内に研究開発拠点を有し日本の法律に基づく法人格を有している機関に所属するなどの「提案者の要件」を満たしている必要があります。また、JSTが当該機関との委託研究契約を締結できることが必要です。なお、当該機関が研究代表機関等の役割及び責務等を適正に遂行し得るのか、確認させていただきます。
15	申請関係	提案要件	研究開発期間中に定年退職を迎えますが、 ①再雇用等により現所属機関にとどまる場合、応募は可能ですか。 ②定年後に他の機関へ異動する場合、応募は可能ですか。	①応募可能です。 ②応募可能です。ただし、他の機関へ異動する場合においても、国内に研究開発拠点を有し日本の法律に基づく法人格を有している機関に所属するなどの「提案者の要件」を満たしている必要があります。また、JSTが当該機関との委託研究契約を締結できることが必要です。なお、当該機関が研究代表機関等の役割及び責務等を適正に遂行し得るのか、確認させていただきます。
16	申請関係	提案要件	提案者等の要件に、「提案者及び主たる研究分担者は日本の居住者であること。（ここで言う居住者とは外為法の居住者（特定類型該当者を除く）であること。）」とありますが、他の研究参加者に対する特定の要件はございますでしょうか。	提案要件として、研究代表者や主たる研究分担者のみにについて定めております。 なお、本事業では、安全保障貿易管理や営業秘密保護に関する法令上必要な取組、研究インテグリティとして求められる取組及び安全管理措置について、研究代表者及び主たる研究分担者の所属する機関において適切に取り組むことが求められております。
17	申請関係	提案書様式	「様式6 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」において、「国内外を問わず」とありますが、海外機関からの受け入れ予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すれば良いですか。	応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れる全ての研究資金について記入するようにしてください。
18	申請関係	提案内容について	提案する研究開発の内容に関する相談について、対応していただけますか。	研究開発課題の内容に関する個別のご相談は、公平性を担保する観点から承っておりません。
19	申請関係	e-Radによる申請について	e-Radから応募を行おうとしたところ、「研究インテグリティに関する誓約をしていない研究者が参加しているため、応募できません。」というエラーメッセージが出て提案を提出できませんでした。 「研究インテグリティに関する誓約」はどのように行ったらよいでしょうか。	e-Radの「研究者情報の確認・修正」のページから誓約を行って下さい。手順の詳細は「e-Rad操作マニュアル（本事業用）」をご参照下さい。 なお、「研究インテグリティに関する誓約」は研究代表者だけでなく、主たる研究分担者全員についても誓約が必要です。 誓約が行われていないことが提案提出時に判明することもあるため、早めの申請をご検討ください。